

令和6年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 8号 令和6年度定期監査報告（第2次）について
- 第 4 議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 5 議案第63号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第64号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
- 第 7 議案第65号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第66号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）
- 第 9 議案第67号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第68号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第69号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 同意第 2号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第13 発議第11号 羽幌町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 発議第12号 議員の派遣について
- 第15 発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第16 意見案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第70号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 佐藤 満 君 | 2番 金 木 直 文 君 |
| 3番 阿 部 和 也 君 | 4番 逢 坂 照 雄 君 |
| 5番 村 上 雄 也 君 | 6番 小 寺 光 一 君 |
| 7番 磯 野 直 君 | 8番 舟 見 俊 明 君 |
| 9番 工 藤 正 幸 君 | 10番 平 山 美知子 君 |
| 11番 村 田 定 人 君 | |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
会 計 管 理 者	豊 島 明 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
総務課長補佐	木 村 謙 彦 君
総務課職員係長	宇 野 延 仁 君
総 務 課 電 算 共 同 化 推 進 室 電 算 管 理 係 長	道 端 篤 志 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
デジタル推進課長	竹 内 雅 彦 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
町 民 課 総 合 受 付 係 長	蟻 戸 貴 之 君
町 民 課 町 民 生 活 係 長	富 樫 潤 君
町 民 課 環 境 衛 生 係 長	高 野 正 晃 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	高 本 勇 一 君
福祉課子ども係長	村 上 達 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	木 村 康 治 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	酒 井 峰 高 君

建設課主任技師	笹 浪 満 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上下水道課 業務係長	小笠原 聡 君
農林水産課長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課 観光振興係長	小笠原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	大 西 将 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課主幹 兼 学校給食 学校管理課主幹	佐々木 慎 也 君
学 校 給 食 センター係長	佐々木 聡 絵 君
社会教育課長 兼 公民館長	宮 崎 寧 大 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

7番 磯野 直君 8番 舟見 俊明君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第8号 令和6年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君） ただいま議題となりました令和6年度定期監査報告（第2次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告をいたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。逢坂監査委員と共に、令和6年10月17日から11月1日までのうち6日間にわたり、地域振興課ほか、御覧の対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類、帳簿等の内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務の事務に関し書類への要件の記載漏れや書類の欠損

など軽微な不備があったものの、全体的には適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして報告いたしますが、今年度新たに設置されたデジタル推進課につきましては、パソコン及びタブレット端末の購入、約42万円の契約があったものの、総じてソフト的な業務途上の状況に鑑み報告を割愛しますことをご了承願います。

2ページをお開き願います。福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。今年度から障がいの程度に応じた該当者及び年度内80歳以上の高齢者を対象とし、年間の利用枚数を24枚交付へ拡充、9月末現在の総交付枚数は1万2,396枚で、総利用枚数は6,333枚となっております。②、児童手当支給状況の説明は省略させていただきます。次に、③、令和6年度認定こども園及び幼稚園施設型給付費状況ですが、アの対象園児数は、9月末現在におきまして藤幼稚園は18名、認定こども園・まきの幼稚園が29名、保育所は72名、合計で119名であります。3ページを御覧願います。イ、負担金の支出状況は、国・道・町の合計では7,597万9,260円となっております。うち町の負担は2,109万8,644円であります。④の地域福祉基金状況であります。今年度9月末までの寄附は1件、10万円であり、5月に基金へ積立てし、3億1,513万1,735円となっております。⑤、保育士等修学資金貸付状況であります。新たな貸付けはありませんが、返還免除額は57万6,000円、返還額は14万4,000円であります。⑥、保育士等修学基金状況から次の4ページ、⑩の勤労青少年ホーム利用状況は、説明を省略させていただきます。

5ページを御覧願います。(2)、国保医療状況の①、医療費支出状況は、説明を省略をさせていただきます。②、国民健康保険給付費支払準備基金状況ですが、令和5年度の国保事業に充当するため、出納閉鎖期間の5月に1,108万8,777円を取り崩しております。

6ページをお開き願います。健康支援課であります。(1)、各種検診実施状況と(2)、各種予防接種実施状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を昨年度実績と今年度9月末の状況を表したものであります。なお、(2)、各種予防接種実施状況の6ページ、一番下の段、生後2か月から7歳半未満を対象とした五種混合予防接種は、今年度から新たに位置づけられた接種項目となっております。説明は省略をさせていただきます。

7ページ中段の(3)、すこやか健康センター利用状況から次の9ページの下段、(6)、しあわせ荘短期入所生活介護までは説明を省略させていただきます。

10ページをお開き願います。(7)、介護保険給付状況であります。①、居宅介護、居宅支援サービスの9月末実績では、表一番下、合計欄の件数で5,390件、支給額は3億3,454万2,508円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況、次の11ページ、(8)、緊急通報装置設置状況は説明を省略させていただきます。

次に、中段、(9)、医師研究資金等貸付状況であります。今年度の貸付けは9名で3,700万円、返還免除は6名で7,580万円、9月末の貸付けは9名の5,800万円となっております。

(10)、助産師看護師修学資金貸付状況であります。今年度の貸付けは3名で90万円、返還は3名の110万円、9月末の貸付けは8名で1,631万円となっております。

(11)、助産師看護師修学基金につきましては、変動がありません。

次に、12ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受付状況につきましては、記載のとおりの内容となっております。

13ページを御覧願います。(2)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況であります。表下段の空き家戸数は、前年同期より16戸増の105戸となっております。これには政策空き家の75戸を含んでおり、利用可能な事実上の空き家戸数は30戸であります。②の敷金状況は、記載のとおりです。③、羽幌町営住宅等整備基金状況では、4月の1,534万5,000円と7月の預金利息2,177円の積立てにより1億6,029万1,177円となっております。

(3)、集会所利用状況から14ページ以降、17ページの(10)、北海道海鳥センター入館状況までは説明を省略させていただきます。

18ページをお開き願います。(11)、生活路線バス通学定期運賃補助金交付状況であります。今年度の通学対象者12名に対して定期運賃の額に100分の15を乗じて得た74万2,800円を補助金額として9月現在51万9,000円を交付しております。

(12)、令和5年度の生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関わる対象路線の補助金額は表の右下の合計1,326万2,000円となっております。

(13)、令和5年度の離島航路事業補助金交付状況であります。離島航路旅客運賃補助は、離島住民に対して高速船利用における当町の単独補助で、4月は10割、他の期間は3割を補助するものであり、補助額は56万8,020円となっております。次に、離島航路旅客定期航路事業補助であります。これにつきましても島民運賃補助であります。北海道との協調補助で、当町の補助金交付額が160万3,870円であります。下段の離島航路定期航路事業補助につきましては、航路運営に係る欠損分へ補助する国庫補助事業であります。国の補助残に対し、道と町がそれぞれ2分の1を補助、当町の補助金交付額は5,731万8,630円であります。

次の19ページ、(14)、交通対策事業基金状況から20ページの(16)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

21ページを御覧願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を表の一番下、合計欄で申し上げますと、本年度分の収納率の数值は64.07%で、前年度と比較すると1.35ポイント減少しております。

以下、22ページの(2)、保険税収納状況から23ページの(6)、備荒資金組合納付金状況までは、説明は省略させていただきます。

24ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資証券の保管状況ではありますが、株券などは会計管理者において保管し、9月末の合計額は3,482万4,000円であります。

25ページを御覧願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側、下段の合計欄に記載のとおり、職員数は9月末現在現員数122人、定数外職員は105人、合計227人となっております。

(2)、役場庁舎等整備基金状況ですが、預金利息12万328円を積立てし、1億6,405万1,883円となっております。

26ページをお開き願います。地域振興課について申し上げます。(1)、人づくり事業基金状況につきましては、説明は省略させていただきます。

(2)、まちづくり事業基金状況ですが、増加額の476万4,355円は、令和5年度の商業複合施設貸付けの収支残476万3,954円及び定期利息401円を積み立てたものであります。

(3)、まちづくり応援基金状況です。増加額1億9,256万6,809円の内訳は、次の(4)、まちづくり応援寄附金実績、令和5年度の表の一番下、寄附金額1億9,210万3,809円に加え、内灘町災害代理寄附分37万7,000円、海鳥保護に関するクラウドファンディング分8万6,000円を積み立てた額であります。減少分の1億7,185万5,107円は、用途の指定されたまちづくり事業及び返礼品等の経費として充当、また災害代理寄附分及び海鳥保護分の相当額を送金、保管など適切に処理されております。

(4)、まちづくり応援寄附金、ふるさと納税実績について申し上げます。9月末では個人寄附が道内分312件、道外分3,361件、企業版寄附が2件、合計3,675件、寄附金額7,132万2,000円となっております。

27ページを御覧願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況の基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、今年度9月末での償還は4名、23万6,000円、新規貸付けは2名、24万円であります。運用額の内訳は、貸付けが6名、333万2,000円、現金1,138万8,000円となっております。

(2)の前川奨学基金運用状況の基金運用額は3,000万円で、今年度9月末では新規貸付け2名、36万円のみであり、現金が2,964万円となっております。

(3)、羽幌町教育施設整備基金状況は、9月末現在2億1,505万1,554円となっております。

(4)、スクールバス利用状況は、記載のとおりの内容となっております。

28ページをお開き願います。(5)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では30名減の193人、羽幌中学校では3名減の138人となっております。以下説明は省略をさせてい

たきます。

29ページを御覧願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館、(2)、焼尻郷土館、(3)、体育施設の入館及び利用状況は、説明を省略させていただきます。

30ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況及び(5)、スポーツ協会加盟団体状況では、文化協会において羽幌町民吹奏楽団が新たに加入し、29団体、スポーツ協会が11団体、合計40団体となっております。

(6)、中央公民館及び(7)の図書館利用状況は、記載のとおり内容となっております。

以上で令和6年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 令和6年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第62号

○議長(村田定人君) 日程第4、議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長(伊藤雅紀君) ただいま上程されました議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、刑法及び地方自治法が改正されることに伴い、関係条例における規定の整備を行うとともに、併せて条文の整理を行うため、制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

それでは、制定内容につきまして別途お配りしております議案説明資料、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（要旨）に基づき説明させていただきます。

また、添付しております新旧対照表と併せ、ご確認願います。

それでは、説明資料（要旨）1ページを御覧ください。まず、本条例を制定する趣旨がありますが、刑法の改正によりまして刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、これに代わるものとして拘禁刑が創設されることに伴い、懲役及び禁錮を使用する本町の条例について、所要の改正を行うものであります。

その内容といたしましては、条例の中で規定されている懲役及び禁錮について拘禁刑に改めるものであり、改正の対象となる懲役及び禁錮を規定する条例につきましては6件、また今回の改正に合わせ、その他字句の修正を行う条例がそのうち2件となるものであります。

それでは、改正いたします条例につきまして説明させていただきます。まず、第1条、職員の給与に関する条例についてであります。改正いたします条項は、第17条の2第3号のほか3条項であり、条の要旨といたしまして毎年6月1日及び12月1日を基準として支給する期末手当に関し、その期末手当を支給しない者、または一時差止めするものについて規定しておりますが、当該条項におきまして禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

次に、第2条、羽幌町統計調査条例についてであります。改正いたします条項は、第13条、第14条及び別紙様式であり、条の要旨といたしまして統計調査の実施に当たり虚偽の申告をした場合等や、統計調査に従事した者がその知り得た秘密を他に漏らした場合等における罰則について規定しておりますが、当該条項におきまして懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるとともに、その他字句の修正について行うものであります。

次に、第3条、羽幌町表彰条例についてであります。改正いたします条項は、第9条及び同条第2号であり、条の要旨といたしまして功労者、または功績者として表彰された者への特別待遇である弔慰金の奉呈等の取消し等について規定しておりますが、当該条項におきまして禁錮を拘禁刑に改めるとともに、その他字句の修正について行うものであります。

次に、第4条、羽幌町行政不服審査法施行条例についてであります。改正いたします条項は第18条であり、条の要旨といたしまして審査会委員として知り得た秘密を他に漏らした場合における罰則について規定しておりますが、当該条項におきまして懲役を拘禁刑に改めるものであります。

2ページを御覧ください。次に、第5条、羽幌町個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。改正いたします条項は、附則第3条第4項及び第5項であり、条の要旨といたしまして職員等が個人の秘密が記録された個人情報のデータベース、集合体を

正当な理由なく提供した場合や、その知り得た個人情報をも不正な利益を図る目的で盗用した場合等における罰則について規定しておりますが、当該条項におきまして懲役を拘禁刑に改めるものであります。

次に、第6条、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会条例についてであります。改正いたします条項は、第18条第1項であり、条の要旨といたしまして審査会委員として知り得た秘密を他に漏らした場合における罰則について規定しておりますが、当該条項におきまして懲役を拘禁刑に改めるものであります。

次に、附則であります。まず施行期日は令和7年6月1日であります。

次に、経過措置として第2項から第5項までの4項を規定しております。まず、第2項として条例の施行前にした行為の処罰は、従前の例による旨を規定しております。これにより条例の施行前にした行為は、その発覚が施行後であっても本規定の適用により懲役、または禁錮となるものであります。

次に、第3項として条例の施行後にした行為に関し、懲役、または禁錮の刑に処せられた者は、拘禁刑の刑に処せられた者とする旨を規定しております。これにより条例の施行後にした行為に懲役、または禁錮の刑を科すこととなる場合であっても、本規定の適用によりその刑は拘禁刑に変更となるものであります。

次に、第4項として他の条例の附則等における人の資格、欠格事由の適用に関し、拘禁刑の刑に処せられた者は禁錮に処せられた者とする旨を規定しております。これにより他の条例等において、なお従前の例によること等の経過措置により、条例の施行後に禁錮以上の刑に処せられた者としての欠格事由が残る場合においては、本規定の適用により当該欠格事由に該当することとなるものであります。

最後に、第5項として刑法等の一部を改正する法律等の施行前に禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された場合は、拘禁刑が定められている罪として起訴されたものとみなす旨を規定しております。これにより第1条の職員の給与に関する条例の一部改正後において、拘禁刑が定められている犯罪についてされた起訴のみが期末手当の差止め要件となることに関しては、本規定の適用により従前に同様として改正前の規定の取扱いも可能となるものであります。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第62号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(村田定人君) 日程第5、議案第63号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長(高橋伸君) ただいま上程されました議案第63号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、乳幼児等医療費の支給に関する条例で定める乳幼児等医療費の給付対象費用に、訪問看護を利用した際に医療費に加算される基本利用料を含めるため、改正しようとするものであります。

乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

乳幼児等医療費の支給に関する条例(平成16年羽幌町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途配付しております資料、乳幼児等医療費の支給に関する条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容ですが、改正条文を読み上げます。第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第5条第1項中「基本利用料並びに」を削り、同条第2項を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから議案第63号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長(村田定人君) 日程第6、議案第64号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、敦賀哲也君。

○農林水産課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第64号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和6年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。土地改良法の一部改正に伴い、本条例における引用規定の整備を行うほか、賦課徴収等に関する規定の整備を行うため、全部改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例。

それでは、全部改正の内容につきまして別途お配りしております議案説明資料、議案第64号、羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(要旨)に基づきご説明させていただきます。

それでは、議案説明資料1ページを御覧ください。本条例の全部改正につきましては、先ほどの提案理由のとおりでございますが、令和6年8月豪雨災害による農地の災害復旧事業を施行することに伴い、土地改良法の規定による賦課金を徴収するに当たり規定の見直しが必要でありましたので、全部改正するものでございます。

それでは、1、第1条の目的でございますが、土地改良法の規定に基づき本町が施行する土地改良事業(土地改良施設の区画整理や災害復旧事業等)に要する経費について、法の規定に基づく賦課金及び特別徴収金を賦課徴収する場合には、この条例によることを定めているものであります。

2、第2条の賦課金でございますが、土地改良事業を実施する場合、法の規定により、その事業に要する経費に充てるため、当該事業によって受ける利益を限度として、金銭を賦課徴収することができます。

第1項は、賦課徴収することのできる対象者を規定しており、第1号から第3号に具体的な対象者を定めております。

第1号は、法第3条に規定する資格を有する者で、農用地の所有者や賃貸借等の権限に基づき耕作を営む者を対象とするものであります。

第2号は、排水事業等の一般的に公共性の高い土地改良事業については、地区外の農用地等も利益を受けることがあり得ますことから、それらの者を対象とするものであります。

第3号は、第1号及び第2号に掲げる者以外で著しく利益を受ける者を対象とするものであります。

この第1号から第3号までの内容は、法及び法施行規則に規定されている内容となっております。

第2項は、賦課金額の基準を定めるもので、当該事業に要する経費のうち国や道から受けた補助金を除いた額を超えない範囲内で町長が定めるものとしております。

3、第3条の特別徴収金であります。災害復旧事業を除く土地改良事業を実施した場合、その後その対象地域が当初予定していた用途以外の用途に転用された場合には、これまでの公共投資が無駄になるおそれがあるため、それに係る費用を法の規定に基づき徴収するものとしております。

第2項は、特別徴収金の額については町長が定めるものとしております。

4、第4条の賦課及び徴収の時期等ではありますが、賦課金及び特別徴収金の賦課徴収の時期、方法については、当該年度ごとに町長が定めるものとし、第2項の納付方法については町長の発行する納入通知書により納付するよう定めるものであります。

裏面の2ページを御覧願います。5、第5条の急施の場合の特例ではありますが、災害等のため急速に災害復旧事業を行う必要がある場合には、応急工事計画を定めてその事業を行うことができることとされていますが、当該事業において賦課金を賦課徴収する場合には、法の規定に基づき、その賦課徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得ることを定めるものであります。

6、第6条の賦課金の徴収の延期等ではありますが、天災、その他特別な事情がある場合に限り徴収を延期し、または賦課を減免することができることを定めるものであります。

第7条の委任ではありますが、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定めるものとします。

8、附則ではありますが、施行期日は、公布の日から施行することとしておりますが、今回の災害復旧事業に対応するため、令和6年11月1日から適用することとしております。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第64号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(村田定人君) 日程第7、議案第65号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長(棟方富輝君) ただいま上程されました議案第65号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和6年12月12日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について改正が行われ、併せて資格の緩和が適用される対象が拡大されたことから、当該資格を参酌して条例で定めることとされている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年羽幌町条例第10号)の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表を御覧願います。

この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所を下線を引いて表示しております。なお、字句の修正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

改正の内容でございますが、第3条第1項では布設工事監督者の資格について、第4条第1項では水道技術管理者の資格について、それぞれ各号に規定する学校において修めるべき課程や学科目、また水道に関する技術上の実務に従事した経験について必要とされる

年数等が規定されておりますが、それぞれの資格に関しては政令で定める資格を参酌して条例で定めることとなっておりますことから、今回の政省令の改正により規定された資格に準じて改正しております。

なお、第3条第2項及び第4条第2項でそれぞれの資格について、簡易水道における資格の緩和が読替えにより規定されておりましたが、今回の政省令の改正により簡易水道に加えて給水人口が5万人以下である水道事業も資格の緩和が適用される対象となり、本町の水道事業もこれに該当いたしますことから、読替え後の緩和が適用された規定を条例に定め、読替え規定を削除しております。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第65号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号～議案第69号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第66号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第9、議案第67号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第68号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第69号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億498万円を追

加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億7,827万9,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。第2表、債務負担行為補正であります。現在国においては自治体ごとに異なる情報システムに関し、業務効率化やシステム関連のコスト削減を図るとして、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画及び地方公共団体情報システム標準化基本方針を策定し、地方自治体においては令和7年度までに住民記録などの二重業務を国が示す標準準拠システムへ移行することが必要となっており、その業務の一つである管内7町村で共同運営している戸籍及び戸籍付票システムの標準化について全国的に標準化対応が集中し、機器の枯渇が見込まれることから、令和7年度中に完了させるためには本年度中に契約する必要があるため、債務負担行為として追加するものであります。

次に、第3表、地方債補正であります。普通地方交付税の確定により臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

次に、歳出の2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業7,805万2,000円の増額は、ふるさと納税の増加見込みによるものであります。

同じくデジタル推進事業1万3,000円の増額は、窓口の証明書等交付事務手数料及び施設の使用料など、料金収納全般においてキャッシュレス決済を導入し、発生する決済手数料分を繰替え払いするものであります。

次に、3款民生費、児童福祉費につきましては、児童福祉設備等整備事業として公民館に設置した授乳室に関し、道補助金の採択を受けたことから、財源更正をするものであります。

同じく児童措置費において児童手当給付事業952万5,000円の増額は、本年10月から制度改正による拡充分及び支給見込みによる増減であり、財源につきましては国庫支出金及び道支出金を充てております。

次に、4款衛生費、保健衛生費において乳幼児等医療給付拡大事業191万7,000円の増額は、小学生から高校生までの受診が増加したことによるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において企業振興促進補助金329万3,000円の増額は、離島観光振興事業に係る民宿の改修費等の追加によるものであります。

歳入につきましては、国庫支出金などの特定財源を増額するほか、不足する額につきましては繰越金を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,339万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の5款諸支出金において償還金利子及び割引料39万9,000円の増額は、額の確定に伴う過年度分の保険給付費等交付金の返還金であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。令和7年度を期間とする限度額201万3,000円の債務負担行為は、羽幌上水道四線導水ポンプ場の設備であるナンバーワン導水ポンプが老朽化により故障したため、今年度から令和7年度前半期を工事期間とする更新工事を実施するに当たり、工事請負費の支払い年度となる令和7年度の債務負担行為について定めるものであります。

なお、先ほど申しました工事期間につきましては、導水ポンプの製作に3か月、その設置に1か月程度を要することから、来春において速やかな更新を行うために今年度契約するものであります。

続いて、下水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。令和7年度を期間とする限度額77万円の債務負担行為は、羽幌浄化センターの消防設備点検において指摘を受けたパッケージ型消火設備について今年度から令和7年度前半期を工事期間とする交換工事を実施するに当たり、工事請負費の支払い年度となる令和7年度の債務負担行為について定めるものであります。

次に、令和7年度を期間とする限度額560万円の債務負担行為は、羽幌浄化センターの設備であるナンバーワン汚泥脱水機薬品供給流量制御ワンループコントローラーが老朽化により故障したため、本年度から令和7年度後半期を工事期間とする修繕行為を実施するに当たり、工事請負費の支払い年度となる令和7年度の債務負担行為について定めるものであります。

なお、パッケージ型消火設備交換工事の工事期間につきましては、機器の製作に4か月程度を要し、薬品供給流量制御ワンループコントローラー修繕工事の工事期間につきましては、機器の製作に1年程度を要することから、令和7年度において速やかな更新を行うため、今年度契約を行うものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、内容をご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳出の2款総務費、一般管理費において情報管理業務経費101万2,000円の増額は、自治体情報システムの標準化を構築するため、国が整備するクラウド基盤に接続するための回線を2月から利用するものであります。

同じく行政システム等維持管理事業において72万6,000円の増額は、老朽化により故障した職員用パソコンを更新するものであります。

同じく企画費において人づくり事業補助金37万3,000円の増額は、対象事業の増化によるものであります。

11ページを御覧ください。自治振興費において公園管理事業109万5,000円の減額は、おろちゃんランド遊具更新事業完了によるものであります。

同じく税務管理費において給与支払い報告書OCRシステム導入事業23万1,000円の増額は、事業者から提出される給与支払い報告書をデータ化して取り込むシステムを導入するものであります。

14ページをお開き願います。4款衛生費、健康センター運営費において償還金利子及び割引料89万9,000円の増額は、事業費の確定に伴うがん検診等推進事業、風疹追加的対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る過年度国庫支出金の返還金であります。

15ページを御覧ください。8款土木費、道路維持費において街路灯管理事業14万3,000円の増額は、築別地区の腐食している街路灯を修繕するものであります。

16ページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費の学校管理費において羽幌小学校施設管理事業20万2,000円の増額は、体育館の時計が経年劣化により故障したため、修繕するものであります。

同じく焼尻小学校施設管理事業27万5,000円の増額は、校舎の水抜き栓数か所から漏水しているため、修繕するものであります。

同じく3項中学校費の学校管理費において羽幌中学校施設管理事業22万円の増額は、体育館放送室天井の一部が破損したため、修繕するものであります。

17ページを御覧ください。4項高等学校費の教育振興費において天売高等学校学生寮運営事業42万1,000円の増額は、経年劣化による灯油タンク、食堂の蛇口及びトイレ配管の故障箇所について修繕するものであります。

同じく公民館費において公民館施設管理事業27万4,000円の増額は、消防用設備の煙感知器に不良箇所があるため、取替え修繕するためであります。

以上が一般会計の補正内容であります。特別会計及び公営企業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第66号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 令和6年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。
これから議案第69号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号 令和6年度羽幌町下水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長(村田定人君) 日程第12、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北3条2丁目10番地、氏名、松田肇、生年月日、昭和31年8月17日生まれ、68歳。

現委員であります松田肇氏が令和6年12月20日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(村田定人君) これから同意第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。
討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。
したがって、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎発議第11号

○議長（村田定人君） 日程第13、発議第11号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 発議第11号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年12月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、小寺光一。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく工藤正幸。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものである。

羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年羽幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則、施行期日、1、この条例は、令和7年6月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 羽幌町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎発議第12号

○議長（村田定人君） 日程第14、発議第12号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第13号

○議長(村田定人君) 日程第15、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第5号

○議長(村田定人君) 日程第16、意見案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番、金木直文君。

○2番(金木直文君) 意見案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月12日提出。

提出者、羽幌町議会議員、金木直文。賛成者、羽幌町議会議員、平山美知子、賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書(案)

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、

賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実である。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要がある。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきである。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきである。

よって、差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下のとおり、実施を強く要望する。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
- 2 すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 3 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月12日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、内閣総理大臣、厚生労働省大臣、財務大臣、総務大臣。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、意見案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長(村田定人君) お諮りします。

ただいま町長から議案第70号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第70号

○議長(村田定人君) 追加日程第1、議案第70号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま追加提案となりました一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億80万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,747万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。天売複合施設建設事業に係る敷地内整備工事及び実施設計業務の終了により、歳出の10款教育費、4項高等学校費、教育振興費の天売複合施設建設工事請負費を2億80万6,000円減額するものであり、財源としている過疎対策事業債、辺地対策事業債及び財政調整基金繰入金もそれぞれ減額するとともに、全体事業費が増額となりますことから、継続費の総額の変更と予定工期を延ばし、年割額を変更するものであります。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長(村田定人君) お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第70号について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 令和6年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和6年第8回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時12分）